

<書評論文>

ルーマン理論の脱構築

—— 法、正義、不在 ——

Andreas Philippopoulos-Mihalopoulos⁽¹⁾

Niklas Luhmann: Law, Justice, Society

(Routledge, 2010)

井 口 暁

はじめに

本書は、"Nomikoi: Critical Legal Thinkers⁽²⁾" シリーズの一部であり、ドイツの社会学者ニクラス・ルーマンの「法理論」の諸成果を整理し、「批判的」に検討することを目指している。表題にあるように本書は、ルーマンの描き出す「法」「正義」「社会」とそれらの関係性に対して、概念的な考察だけでなく、経験的な考察を加えることも目指している。

しかし本書の最大の特徴は、単なるルーマン法理論の吟味にとどまらず、「批判的 critical= 批判 critique」が一体どういうことであるのか、という点を根気強く考察している点である。著者はそうした考察をふまえて、ルーマン理論を内在的に眺めようとする。この点で本書は、"anti-critical" で知られるルーマン理論と、それに一見反するようにみえる critical なポジショニングとを両立させ、ルーマン理論の内部に「批判的視点」の可能性を模索する意欲的な試みであると評価できる。また、「不在 absence」など独自の概

(1) ウェストミンスター大学の法学担当のリーダー。博士号をロンドン大学のパークベック・カレッジで取得。

(2) 同シリーズの目的は、法に関する思考を展開しかつ新しい学際的な法研究の発展に貢献した重要な批判的理論家の分析を提供することである。また、法的思考および法に関する思考に対して大きな影響を与えた理論家を扱うことで、法研究、社会科学、そして人文学の間により緊密な対話をもたらすことを目的としている（本書冒頭より）。

念を提起しながら、そうした立場からルーマンの観察を観察し、ルーマン理論の内在的かつ批判的な読みの可能性を模索している。

1 本書の要約

本書は全体で4章からなっている。まず第1章では、本書を貫く "critical" なポジションの位置づけが試みられ、後の章でルーマン理論を内在的かつ批判的に吟味する足掛かりを得る試みがなされる。そうした考察のなかで、「振動 oscillation」あるいは「欺き cheating」の概念が提案される。さらに後半では、オートポイエティック・ターン後のルーマン理論において、システムの問題がどう変化したのか、という点を軸に、ルーマン理論を構成する諸概念の整理が行なわれている。

第2章から法に関する具体的な考察が行なわれる。前半では「法のパラドックス」を切り口にして、ルーマンによる法の記述の性格が整理されるとともに、法システムの存立のあり方が考察される。さらに後半では、法の他者言及の問題が考察される。つまり、法は、自らの根源的パラドックスを不可視化するために、法の外部、法の他者をどのように利用するのか、そうした「内面化された環境」= 他者言及は、どのような性格をもっているのか、という点が考察される。ここで本書において中心的な役割を担う「不在」という概念が提案され、それを通じて、法と正義の関係が考察される。

第3章では、法を全体社会の中に位置づけ、より広い文脈から考察することが目指される。前半では、「排除／包摂」の概念を切り口に、ルーマンの「全体社会 society」概念とその妥当性が考察される。後半では、ルーマン理論の重要概念である「構造的カップリング」が扱われる。著者は、この概念が通常は複数のシステム同士の関係から理解されることを、それらシステム各々の環境に焦点を当て、「環境カップリング」として読み込むことを提案する。そして、憲法と基本的人権を取り上げて経験的な考察にも立ち入る。

第4章では、以上までの理論的考察を活かしながら、いわゆる環境問題に対処する法としての「環境法」が分析される。その中で著者は、法にとっての外部=環境が多義であることを考察するとともに、不在概念の再検討を行なっている。そして、社会システムにおける「非発話 unutterance」=「沈黙 silence」、つまりコミュニケーション不可能なものに関するコミュニケーションについて理論的な考察を展開し、本書をまとめている。

構成からもわかるように、本書の中には注目または検討されるべき論点が多くある。しかし、紙幅の都合上、全ての論点に触れることはできない。そこで以下では、(1) ルーマン理論における批判の位置、(2) 不在概念、(3) 法における正義の位置、という3つの

論点に絞った上で、その内容を要約し、考察を加えたいと思う⁽³⁾。

1-1 ルーマン理論における批判の位置——振動あるいは欺き

本書の前半を割いて著者が取り組むのは、ルーマン理論の内部に「批判」の空間を見つけ出し、それを拡張することである。しかし、批判理論で有名なフランクフルト学派の伝統を継ぐハーバマスとの対立で知られるルーマンである。彼の理論が「批判的」であるとすれば、それはいかなる意味においてなのか。

著者の考えでは、ルーマンが一般的な意味での批判を拒絶するのは、彼にとって全体社会はあらゆるコミュニケーションが生じる地平であるため、批判も必然的に全体社会の「内部」に位置づけられなければならない、という考えによる。対象を診断し、改善に向けて処方・啓蒙するような、外在的視点の想定をルーマンは認めないのだ。

この点を確認した上で著者が注目するのが、ルーマンのいう「セカンド・オーダーの観察」(以下、SO)である。SOは、他のシステムがいかにして観察しているかを観察すること⁽⁴⁾、という意味である。著者がルーマンの観察概念に注目するのは、観察は作動としてのみ生じるためつねに社会内在的であり、一般的な意味での批判において想定されているような外在的視点を想定しない、という考えによると思われる。しかし同時に、SOは、観察の観察を通して、ファースト・オーダーの観察者(以下、FO)にとって自然的・必然的に映る世界が、その観察者の用いる特殊な区別＝観察図式と不可分であり、それ故人為的・偶発的な表象に過ぎないという観点から、そのFOと世界表象を相対化・脱構築する可能性を開く。同様に、SOは、いかなる観察も何らかの盲点を構成することによって可能になること、さらに、その盲点とは観察者自身であること、従って観察者は自身を観察しえず、自己正当化をなしえないことを知りうる。しかし同時にSOは、自身もまた観察者であると認めることで、別の観察の可能性や、自身にも盲点が存在することを受け入れ、自己を限定づけることができる。要するに、社会内在的であるにもかかわらず観察対象を脱自然化することができ、しかし同時に自身の限定性を認識しうるような視点の可能性を、SOは切り開くのである。こうした利点を整理し、著者は、批判をSOに関連づける。

しかし著者によれば、批判は単なるSOではない。著者は以下のように述べている。

⁽³⁾ クリス・ソーンヒル(2010)は本書について、いくつか考察の不十分な点を指摘しつつも、著者が理論的な考察にまで踏み込んでいる点、特にルーマンにおけるパラドックス概念や全体社会概念等についてよく議論している点を評価している。ソーンヒルの評価にはおおむね賛成できるが、不在概念の意義など重要な論点が検討されていないことには不満が残る。本稿ではそれらの論点について検討したい。

⁽⁴⁾ ルーマンによれば、観察または言及は、「区別というコンテキストにおける指示」を意味する。例えばA/非Aの区別を用いてAを指示することが観察または言及である。

批判的観察は、セカンド・オーダーの観察者が……セカンド・オーダーの観察の可能性の条件を観察する、ということをとまなう。換言すると、他者がいかにして観察するかを観察すること（つまりセカンド・オーダーの観察）に加えて、まさにそのセカンド・オーダーの観察の文脈を並行して観察するのである。そしてその文脈の観察は、必然的に自己観察を含み含意する（p. 21、傍点原著）。

つまり著者によれば、批判は、自己観察を必然的に含まなければならない。そしてそれを通じて、他者に対する自身の観察を可能にしている条件を明らかにし、そうした反省を繰り返すことではじめてSOは批判たりうるのだと著者はいう。

では、そうした継続的な反省は、どのように実現されるのか。著者によれば、観察者のポジションを不断に変化させることによってである。というのも、自らの観察の可能性の条件を観察するためには、初めの観察の位置から別の位置に移ることが不可欠だからだ。しかし、そうした移動は新たな可能性の条件を必要とする。つまり批判とは、休むことなくポジションをずらし続けること、「撤退、横断、振動をストップしないこと」（p. 25）である。このようなパフォーマンスは「欺き」とも表現される。

1-2 システムのパラドックスと不在

以上のようなルーマン理論の批判的な読みの実践において中心的な概念となるのが「不在」である。著者によれば、この概念は、ルーマン理論の「脱構築的な読み」（p. 6）を可能にする。その内実に踏み込む前に、まずは著者がこの概念を導入する背景として、1980年代以降のルーマン理論を確認しておこう。

周知のとおり、ルーマンは80年代前半からオートポイエーシスの考えを自身の理論に援用し、社会システムが自己を通して自己を再生産する過程、その自己言及性の考察に着手し始める。だがルーマンに特徴的なのは、システムの自己決定性、閉鎖性を大前提としつつも、そこに開放性を組み込もうとしている点である⁽⁵⁾。その出発点となるのが、自己言及を実行するためには、自己を自己でないものから区別できなければならず、その意味で、システムは環境を必要とするのではないか、という洞察であった。こうした閉鎖性と開放性の論点は、以後、数学者ジョージ・スペンサー＝ブラウンの「再参入 re-entry」の議論の援用等によって精緻化され、「他者言及」概念との関連で論じられることとなる。再参入とは「区別を区別されるものなかに導入する」ことであるが、ここから次のよう

⁽⁵⁾ ルーマン（1984=1995）第11章を参照。

な洞察が導かれる。一方では、システムはシステム／環境の区別を、自己言及／他者言及の区別として内在化し、他者言及を通して環境への開放性を保つ。しかし他方で、この区別を決定しているのは当のシステム自身であり、このレベルでは端緒の自己言及性、閉鎖性は維持されている、と⁽⁶⁾。

こうした議論を論理的に見ると、他者言及は、システムの端緒の自己言及性に伴うトートロジーあるいはパラドックスの問題⁽⁷⁾を非対称化あるいは展開することに役立つ。システムは環境を所与と見なすことで、例えばそれとの対比で自己を特徴づけたり、自己変化の要因を環境に帰属させてそれを正当化したりすることが可能になる。他方、外的観察者から見れば、この環境がシステムの外部に広がる環境そのもの⁽⁸⁾ではなく、システムの自己言及的な構築物であることは明らかである。その意味で、システムの他者言及が成功するためには、それが自身に内面化され単純化された環境への言及に過ぎないこと、あるいは外的環境の側に他者言及の相関物が存在するわけではないことが忘却され、端緒の循環性・自己決定性が隠蔽される必要がある。

不在の概念は、こうした他者言及の性格に関連しているといえる。以上のような議論を確認した上で、著者は、こうした他者言及がそもそも可能であるためには、この内面化された環境が、システムにとって言及可能なもの、「現前 presence」であると同時に、捕捉不可能なもの、到達不可能なもの、「過剰 excess」として、その意味でシステムにとっての「不在」としても成立していなければならない、と指摘する。つまり、内面化された環境は、単にシステムでないものであるだけでなく、同時にシステムを「超えるもの」としても言及されなければ、そもそも他者たりえない、と著者は述べる。環境は本質的にコントロール不可能で、システムにお構いなしに存在したり変化したりするものである、とシステム内で踏まえられてこそ、循環性の打破のために所与としての環境が利用できるのだ

⁽⁶⁾ 再参入についての諸論点、なかでもルーマンのシステム概念への諸帰結については、ルーマン(2002=2007) 70-98 頁を参照。以下の記述でも、同書を参照する。

⁽⁷⁾ ルーマンによれば、パラドックスは、自己言及と区別が組み合わせさって、言い換えれば、自己言及的な循環関係に否定が含まれる場合に生じる。例えば、合法／不法の区別は、それだけではパラドックスを生じさせない。しかし、それを自己言及的に適用し、「合法／不法の区別自体は合法なのか不法なのか」と問うた瞬間に、それ以上進むことのできない決定不可能性が生じてくる。というのも、合法あるいは不法の指示は、合法／不法の区別を、つまり反対概念の規定を通して初めて有意味になるが、例えばその区別自体を合法として指示すれば、このケースで何がこの合法の反対概念なのか全く不明になり、その指示は破綻せざるをえないからである。区別を不法として指示する場合にも同じ問題が生じてくる。要するに、区別を、当の区別を用いて指示し、区別の地位を問うことは原理的に不可能であり、未決の問題とならざるをえない。ところで、トートロジーは「法は法である」という論理形式をもつが、ここにも固有のパラドックスが潜んでいる。というのもここでは法が二回登場しており、同じものが二つに分けられているからである。二つの法が同一なのか異なるのかには答えられない。

⁽⁸⁾ この外的環境は、当のシステムには観察不可能であり、外部観察者だけが観察することのできる環境である。ただしこの外的環境もまた、それを観察する外的観察者の観点に依存している。

と著者は述べる。換言すれば、ルーマンの導入した他者言及の概念は内容的に不十分であり、著者のいう不在としての側面も盛り込まなければならない、というのが著者の提案である。著者によれば、他者言及とは、システムの内部で構成された環境への言及であると同時に、当の指示対象が過剰、不在であることをも内包するのである。

1-3 不在としての正義

システム概念、パラドックス概念を整理しつつ、著者が次に取り組むのが法の現実、そして法と正義の関係である。まず著者は、法の自己・脱パラドックス化の試みの理論的再構成こそがルーマン法理論の中心的な課題である点、そしてルーマンがこの文脈において、コード／プログラムの区別、妥当シンボル、裁判所の階層化など、近代法を特徴づける諸要素、諸区別を有機的に関連付けている点に注目しつつ、その理論構成を概説している。

そうした整理の後、著者は、不在概念を携えて正義の問題に取り組む。周知の通り、ルーマン法理論において正義は、一定の変遷を経ながらも法の内部に位置づけられてきた。こうした点からドゥルシラ・コーネルを中心に、ルーマンは実定法を超える価値を認めず、法の循環性・閉鎖性のみを強調する法実証主義者に過ぎない、という批判が提起されてきた。著者の議論は、そうしたコーネルの議論を自身の不在概念によって補強しつつ、よりルーマン内在的に正義の復権を目指すものである、と位置付けることができるだろう⁽⁹⁾。

ところでルーマンは『社会の法』で、正義を、平等／不平等の区別から成る、法システムの偶発性定式と論じている。簡単に言うと正義とは、類似の法的事例を等しく扱うための原理であり、判決の一貫性を維持する原理だとされる。しかし重要なのは、ここでの一貫性とは、変化を伴う、変化の中での一貫性である点だ。すなわちルーマンは、正義を法内部に位置づけつつも、その機能を、現行法の再生産という法実証主義的な意味合いで捉えているわけではなく、諸決定の平等性・一貫性の基準自体を反省し、動態化を促しつつ、しかも時代状況に適合した一貫性を構築するものと特徴づけているのである。とはいえコーネルと同様、著者にとっても、正義が法の内部にあるとされること自体が正義の還元として映る。かくして著者は探求を開始するのである。

さて、以上のようなルーマン流の法的正義に対して、著者は一旦はルーマンに従いつつ、正義が法の内部に位置することを認める。しかし同時に、かの不在概念を召喚しながら、

⁽⁹⁾ コーネルに対する馬場靖雄の反論（馬場 1996, 2001）によれば、そもそもコーネルの議論には誤解や飛躍がある。馬場の指摘には賛成できるし、また、著者がコーネルの飛躍をそのまま踏襲しているわけではないが、ここではこれ以上立ち入らない。

正義は法にとって過剰な他者でもある、と述べる。正義は、法の内部にあるとともに外部にあり、法の所有物にもかかわらず、到達不可能なもの、そして法が自らの内部で自らを超える契機であると著者は解釈するのである (p. 92)。

しかしそもそもなぜ正義は不在＝過剰だといえるのだろうか。この点を説明するために著者はまず、「正義は、システムの内部で、システムのあらゆる場所に適用されなければならない」⁽¹⁰⁾ というルーマンの言明に注目する。そしてこの「システムのあらゆる場所」には、自己言及だけでなく、他者言及も含まれている。よって正義は内面化された環境へも適用される、と著者は解釈する。そしてそもそも著者にとって他者言及は不在を内包するので、ここに至って正義は不在を内包するというテーゼが提起されることとなる⁽¹¹⁾ (p. 93)。

さらに、そもそも正義とは複数のシステム内に分割された横断的な地平である、という独自の見解を提起することで著者は上述の主張を発展させる。著者によれば正義は、様々な呼称（「法的正義」「政治的正義」）を通じて複数のシステム内に痕跡を残しつつも、正義の本質はそれらの総体であり続けるので、いかなる特定のシステムもその全貌を観察したり、そこに到達することはできない (p. 93)。この到達不可能性こそが、個々のシステム内にありながら特定のシステムの論理には回収されない脱構築の原動力を正義に与え、この正義＝不在こそが法を内的に脱構築するのだ、と著者は結論付ける。

さて、以上のような議論を経て、著者は本書後半で環境カップリングや倫理というテーマに切り込んでいく。しかしここでそれらを扱うことはできないし、重要なのはむしろ後半部分の考察の土台となっている諸洞察、すなわち今までで整理してきた著者の議論を慎重に吟味することであろう。従って以下では、著者の議論を批判的に考察する。

⁽¹⁰⁾ ルーマン (1993=2003)、240-241 頁。

⁽¹¹⁾ 差し当たりここで指摘するが、そもそもこの解釈が妥当だとはいえない。『社会の法』では正義が自己観察・自己記述に関係していると明確に述べられているからだ (239 項)。この「あらゆる場所」とは、あらゆるプログラム＝法規範のことを意味しており、ここに環境が含まれるという解釈の余地はない。ところで、異なる文脈において、馬場 (2001) も、偶発性定が無規定な環境の複雑性を規定可能なそれに変換するものであるが故に、正義は、無規定な全体社会＝環境に関係すると述べている。そして、「二つの全体社会」論を展開しつつも、結局は法と全体社会の狭間に位置する正義について論じている。しかし、『社会の法』第5章を読む限り、偶発性定式が環境に関連しなければならないとは述べられていないし、正義は、環境ではなく、むしろ無規定な自己の複雑性に関わると論じられている。平等／不平等の区別が適用されるのは、法的事例であって、環境ではないのである。ところで、この点を確認した上で正義と全体社会の関係についてさらなる考察を進める際、正義は平等／不平等の区別によって法のコードのレベルで生じるパラドックスを展開し法の統一性を観察しようとするが、その展開のためには歴史的、社会構造的に与えられた信憑性を利用する必要がある、というルーマンの指摘が注目に値するだろう (同箇所)。こうした歴史的、社会構造的な要因が正義の具体的形式に及ぼす影響に注目して、さらなる考察を開始することも可能ではないだろうか。

2 考察

2-1 可能性の条件の自己観察の不可能性

まず 1-1 で整理した「批判的観察」についてである。ルーマンの社会分析の方法、また SO の特徴・意義についての著者の整理は的確であるし、批判理論や現象学、脱構築などとの比較によってより広い理論的文脈にルーマンを位置づけようとしている点は評価できる。また、SO といえども原初的なパラドックスを内包しており、こうした事態に対処しつつ自己反省性を確保するには、時間を利用し様々な区別を用いつつ、振動し、ポジションを変転させるしかない、という説明はその通りである。

とはいえ、その内容の大部分、そして批判的観察やその位置づけは、『社会の社会 2』第 5 章第 21-22 節の論述の要約の域を出てはおらず、オリジナリティの面では希薄であるといわざるをえない。また、批判的観察についての説明で、著者は初歩的なミスを犯している。というのも著者は、批判的観察は自らの行うセカンド・オーダーの観察の可能性の条件を自己観察を通じて反省する、と述べているが、ルーマンにおいて自己観察と「オートロジカルな推論」とは概念上区別されており、自身の観察の可能性の条件に関係するのは、前者ではなく後者であるからだ。実際、同書の同箇所では批判的社会学の可能性としてルーマンが論じているのも、自己観察ではなく「反省されたオートロジエ」の方である⁽¹²⁾。

さらに、仮に著者が強調したかったのが自己観察ではなくオートロジエだったとしても、批判的観察を特徴づけるにはそれだけでは不十分である。なぜなら、ルーマン理論において批判的な視点を可能にする枠組みは、ファースト・オーダー／セカンド・オーダーの区別やオートロジエの概念だけではないからだ。例えば、一般的なレベルでいえば等価機能主義の方法等があるし、さらに、法システムなど全体社会の下位システムの考察では、とりわけ内的／外的（観察者）の区別が重要になる⁽¹³⁾。従って、本書が法を対象としてい

⁽¹²⁾ ルーマンの概念枠組みに従えば、自己観察は、システムが自己を観察することを意味するが、ここで観察されているのは、自己／他者の区別の一方（従って、単純化された自己）であり、決してその区別の統一性・全体性＝観察の可能性の条件ではない。また、別の観点からいえばシステムはそもそも自身の観察の可能性の条件＝区別の統一性を「観察」することはできない。そうすれば区別の自己適用のパラドックスに陥らざるを得ないし、だからこそ、観察の可能性の条件は盲点であり続ける。盲点は観察不可能だからこそ盲点なのである。そしてこの点は、理論自身の可能性の条件の考察を、オートロジカルな「観察」ではなくあえて「(逆) 推論」（同書、58 頁）とルーマンが呼ぶ理由とも関連しているのではないだろうか。オートロジエは、理論が対象について記述することを理論自身に（推論的に）適用することを意味する。

⁽¹³⁾ 『社会の社会』ではまさに全体社会の理論のもと「全体社会の中で全体社会をいかに記述するか」という問題への対処が目指されていたが故に、オートロジエ概念が繰り返し強調されていたと考えられる。そして、著者が自己観察（あるいはオートロジエ）を強調するのは、その議論に依拠しているからだろう。しかし『社会の法』第 1 章ではむしろ、法学的／社会学的法理論の区別のもと、前者が法の自己記述として内的観点に留まるのに対し、後者は法の外部から外的観察者として、法にとって不可欠の諸前提・原則

る点も鑑みると、批判的観察の考察としては不十分であるし、重要な側面が見逃されているといわざるをえない。とはいえ、ルーマン理論を保守主義、実証主義等と結びつける向きが多少とも存在することを考えると、ルーマン理論に批判的観察の可能性を見出そうという著者の努力は、われわれを新たなルーマン理解へ促す一歩として貴重ではある。

2-2 不在概念の二義性

次に、不在という概念について、この概念がルーマン理論の新たな読みに貢献しうるかどうかを考察する。まずは不在概念がもつ多義性を整理しておこう。この多義性は、著者のいう「他者言及には不在＝過剰が随伴する」という事態はどの観察者から見た事態なのか、という点に関わる。

観察者の候補としては、1) システム自身、2) 外的観察者がありうる。1) の場合では「環境は捕捉不可能である」ことがシステム自身によって言及され、2) の場合では「外的環境は他者言及によっては捕捉されえない」という意味での環境の過剰性が外的観察者によって言及されている。つまり不在概念は、どの観察者を想定するかによって二つの異なる内容を持つことになる。

これら二通りの不在という概念は、それぞれルーマン理論に対してどう位置づけられるか。まず2) の場合における不在は、作動上の閉鎖性や構成主義の文脈で論じられる、システムと外的環境の関係と完全に一致する。この場合、不在概念には特に新しさが無い。

次いで1) の場合について考える。まず、言及の性質からして、「あらゆる他者言及に不在＝過剰が付きまとう」という著者の主張は強すぎる。なぜなら、システムが過剰なものに関係しうるのは環境表象のレベルにおいてのみであるはずだが、そのレベルではシステムは環境を過剰なものとしてだけでなく確実なものとしても表象しうるため⁽¹⁴⁾、不在＝過剰を利用するかどうかは二次的な選択の問題でしかないからである。次に、過剰な（又は過剰でない）環境への言及によって脱トートロジー／パラドックス化を実行するという戦略は、実はルーマンが「外在化」として論じているが、このとき利用可能な戦略は外在化だけではないとされる⁽¹⁵⁾。つまり、不在は他者言及に必ず随伴するわけではないし、

に拘束されずに、法自身が問えない法の統一性を問うること（「不一致の観点」）の意義が論じられていた。従って、こうした内的／外的の区別によって可能になる批判的な観点の意義も十分に考察される必要があるだろう（もちろんこの「外的」は、観察対象のシステムの外部であって、全体社会の外部＝超越的位置ではない）。

⁽¹⁴⁾ 事実、全体社会や機能システムは、いわゆる環境問題やリスクの問題を通じて不確実でコントロール不可能な環境についてコミュニケーションしている。

⁽¹⁵⁾ 目的論化や階層化などもある。ルーマン（1984=1995）850-5項を参照。

脱トートロジー／パラドックス化のための唯一の戦略でもない。以上から、ルーマン理論の読解において不在概念を導入する積極的な理由はない、と結論せざるをえない。

2-3 分裂しかつ連続した地平としての正義は可能か

正義を不在として、特定のシステムが到達しえない分裂した地平として特徴づける著者の議論（1-3を参照）は、ルーマンの諸前提を踏まえつつも、そこから一步踏み出してシステムにおける正義の内在的な超越の可能性を新しい形で模索している。著者の主張は「正義はあらゆるシステムの外部にあり、また共有されている」という点に集約されるが、以下ではこのテーゼを経験的な妥当性と社会記述の有用さの観点から吟味する⁽¹⁶⁾。

まず著者のテーゼは、様々なシステムが正義に言及しているという経験的事実をその主要な根拠としている⁽¹⁷⁾。確かに、歴史的に見ても正義は法的文脈だけでなく、様々な文脈で語られてきたし、ルーマン自身も道徳や政治等が正義について語る、語りうることを認めている⁽¹⁸⁾。この点を踏まえれば、一見著者の主張は正しい。

ところが同様に経験的な事実を目を向ければ、場面や文脈に応じて同一の言葉でもその意味内容は全く異なる、ということもまた自明であるし、むしろこちらの方が現実に即しているのではないだろうか。例えば「罪」という言葉は、裁判で法律家が用いるのか、教会で宗教家が用いるのか等によって全く異なる意味をもつことは誰もが認めるであろう。こうした諸事実に依拠すれば、見かけ上は共有されていても、実際にはどのシステムが言及し観察するかによって正義は全く異なる意味や機能をもつことも十分あり得る。もしそうだとすれば、複数のシステムに分断された正義は、本質的な点で互いに異なっており、もはや連続しているとはいえないだろう。そして、この点を踏まえて「それぞれ全く異なる正義」を全体社会のレベルで説明しようとするれば、やはりルーマンのように法や政治等の機能システムの自律性に注目し、それぞれのシステムの固有の論理に定位しつつ、正義のシステム相対的な意義や機能を解明することが重要となる。

実は、このような自明の現実を反映し理論的に洗練させたのがルーマン理論であるともいえる。抽象的で空虚なイメージとは対照的に、ルーマンは社会学者としてこのような歴

⁽¹⁶⁾ 正義 = 不在論では、正義が不在であるためのシステム外的な条件が論じられ、外的影響がシステム内に秘密裏に入り込む経路として不在が考察されているといえる。不在 = 他者言及論を想起すればここで不在概念が曖昧になっているし、ルーマン解釈として見れば著者の主張は閉鎖性テーゼに抵触せざるをえない。しかし著者はむしろルーマン解釈から離れて独自の主張を展開し（ようとし）ているので、上記のような違った角度からの吟味を行う必要がある。とはいえ詳細な検討は別の機会に委ねざるをえない。

⁽¹⁷⁾ 本書を読む限り、これ以上の論拠は提起されていない。

⁽¹⁸⁾ ルーマン（1993=2003）、255頁。

史的、経験的現実の解明を目指し、常にその説明力を吟味しながら作動上の閉鎖性や機能分化等の理論構築を進めてきたといえる。従って上記のような社会的現実の側面を説明する上では、ルーマン理論は十分有用であり、著者のようなやり方でルーマンを越えようとするのはむしろその有用性を損なう可能性がある。

著者はルーマン理論を越えるために一定の事実に依拠するが、一見同一の概念や行為がどのシステムに属するかによって全く異質でありうる点を見逃しているために、機能分化した近代社会の現実を説明しにくくなっている。また、正義を法の外部に位置づけようとするあまり、逆に法内部における正義の固有の意義が見えにくくなっている。以上の点から、ルーマン理論からの著者の離脱には多くの飛躍が存在するし、社会記述の有用さからいっても著者の方向性を受け容れる積極的な理由はないといわざるをえない。

おわりに

以上の紹介から確認されるように、本書はルーマン理論への新たな向き合い方を志向した意欲的な著作ではある。読み解くだけでも骨の折れるルーマン理論をさらに展開しようとするその姿勢は、他のルーマン研究者にとって大きな刺激となるだろう。しかし同時に、著者の議論にはルーマン理論の解釈の妥当性や論理展開の精確さの点で多くの問題もあるのだった。諸々の問題の重大さを考えると、ルーマンへの新たなアプローチはまだスタート地点から踏み出せていないとさえ言える。もっともこれは、ルーマン理論を展開・発展させようとする誰もが何らかの形でぶつかる問題なのかもしれない。その意味で本書は、ルーマン理論を外部から観察するわれわれにはその盲点を観察する可能性が開かれている、という啓示であると同時に、ただしその観察はきわめて慎重に行わなければならない、という戒めでもある。

参考文献

- 馬場靖雄, 1996, 「正義の門前——法のオートポイエーシスと脱構築」『長崎大学教養部紀要人文科学篇』37(2): 133-165.
- , 2001, 「二つの批判、二つの「社会」馬場靖雄編『反＝理論のアクチュアリティ』ナカニシヤ出版.
- Luhmann, Niklas, 1984, *Soziale Systeme: Grundriß einer allgemeinen Theorie*, Frankfurt: Suhrkamp. (=1993-95, 佐藤勉監訳『社会システム理論(上)(下)』恒星社厚生閣.)
- , 1993, *Das Recht der Gesellschaft*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp. (=2003, 馬場靖雄, 上村隆広, 江口厚仁訳, 『社会の法1・2』法政大学出版社.)
- , 1997, *Die Gesellschaft der Gesellschaft*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp. (=2009, 馬場康雄他訳『社会の社会1・2』法政大学出版社.)
- , 2002, *Einführung in die Systemtheorie*, Heidelberg: Carl-Auer-Systeme Verlag. (=2007, 土方

透監訳『システム理論入門——ニクラス・ルーマンの講義〔1〕』新泉社。）

Thornhill, Chris, 2010, "Niklas Luhmann: *Law, Justice, Society* by Andreas Philippopoulos-Mihalopoulos", *Journal of Law and Society*, 37 (2): 380-383.

(いぐち さとし・修士課程)